

社会福祉法人 細河保育園
ふしお台保育所

台風・地震等警報発令時の対応について

平素は、本園の保育活動にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、台風・地震等警報発令時の対応につきまして、ご確認いただきたくお知らせいたしますので、何卒よろしくお願いいたします。

子ども達が園にいる時にも警報が発令されることも考えられます。台風の接近等、警報が発令された場合には、園児の安全確保のためバスの運行を見合わせることもあります。緊急連絡網を通じて連絡させていただきますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

記

<暴風警報(台風など)や特別警報(暴風・大雨など)の発令時>

1. 午前7時現在、池田市に暴風警報または特別警報が出ている場合、自宅待機とします。
午前10時現在、暴風警報または特別警報が解除されない場合は、休園といたします。
午前10時までに暴風警報または特別警報が解除された場合は、解除時刻より延長を含む平常保育・給食を実施します。なお、朝バスは運休しておりますので、保護者は園まで直接お送りください。

◎ バス運休については次の通りです。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 午前7時現在、池田市に暴風警報または特別警報が発令されている時。② 午前10時までに暴風警報または特別警報が解除されない時。
なお午前7時以降に暴風警報または特別警報が解除されても朝バスは運休。
ただし夕バスは平常通り運行。③ 保育時間帯に暴風警報または特別警報が発令された時。④ 台風等にもなう道路事情により、バス運行上危険が予想される時。⑤ 積雪による路面凍結のため、バス運行上危険が予想される時。 |
|---|

2. 大雨警報、洪水警報その他の警報が発令された場合は、保護者の自主判断に委ねますが、状況によって登園を見合わせていただく場合もあります。(バスの運行を見合わせることもあります)

※保育時間帯に暴風警報または特別警報が発令され、園児の安全確保のためバスの運行を見合わせた場合、保護者は園まで直接お迎えください。

<地震(余震)発生時>

1. 緊急連絡の判断基準は震度5弱以上の地震発生時とします。
前日午後6時から当日午前7時までに震度5弱以上の地震が発生した場合、安全確認(施設設備・近隣状況・職員確保・ライフラインの状況等)の必要性により、当日午前7時からおおむね2時間30分程度は自宅待機とします。
その後、臨時休園・保育開始のいずれかを園より緊急連絡網を通じて連絡いたします。
同時に門前に貼り紙もいたします。

※保育時間帯に震度5弱以上の地震が発生した場合、園児については避難措置、安全確保の上、状況によりお迎えいただく場合もあります。